

【例題】 現存被ばく状況における汚染した物の搬出のためのガイドライン

【例題 1】

本ガイドラインの対象となる「汚染した物」とは、何を指すのでしょうか。具体名を教えてください。

【回答 1】

固体状のものであって、搬出時において再利用、再使用することが正当化される有価物で、具体的には、車両、機材及びその他の物品です。ただし、食料品は除きます。

【例題 2】

本ガイドラインの対象となる「搬出」とは、具体的にどこからの搬出を指すのでしょうか。

【回答 2】

事故の影響を受けた区域あるいは復旧作業中の区域からの搬出を指します。

【例題 3】

本ガイドラインの解説に示された表面汚染サーベイメータ指示値の一例を用いて、現場の搬出管理を行っても良いのでしょうか。

【回答 3】

本ガイドラインでは、敢えて現行法令とは別の独自の視点から、ICRP の勧告や学会の存立基盤である学術的な知見をベースにして、汚染した物の搬出の可否の判断規準を提示しています。2011 年 9 月 16 日以降に 13,000 cpm を汚染拡大防止スクリーニングレベルとして用いている現場の運用は、本ガイドラインと矛盾するものではありませんが、解説で例示された値をそのまま現場の搬出管理には適用できませんので注意が必要です。

【例題 4】

本ガイドラインの判断規準にある「被ばく線量を低減する措置」とは何でしょうか。具体的に教えてください。

【回答 4】

外部被ばくを低減させるためには、置き場所を明確にして、みだりに接近しないための措置を講じること、内部被ばくを低減させるためには、飲食する場所に置かず、取り扱った人は手洗いを励行することなどが挙げられます。

【例題 5】

本ガイドラインの判断規準は、全身の「実効線量」で与えられていますが、臓器（皮膚、甲状腺など）の「等価線量」は考えなくて良いのでしょうか。

【回答 5】

皮膚については、実効線量による管理で、確定的影響が発生するしきい値を下回ることになります。また、甲状腺については、ヨウ素の内部被ばく防止のための管理が別途行われますので、本ガイドラインとしては実効線量で設定しておけば十分と考えます。

【例題 6】

現存被ばく状況から搬出される物品には、国内の遠く離れた汚染のない地域で再使用されるものもあると思いますが、問題ないのでしょうか。

【回答 6】

搬出した物品による被ばくについては、判断規準にある年線量が長期にわたって継続することは考えにくく、健康影響の観点からは問題ないと判断しています。また、ICRP は、長期放射線被ばく状況における公衆の防護について、「介入戦略が最適化されたという理由で、事故による被影響地域の年線量が受け入れられるならば、被影響地域で生産された商品の別な場所での使用による個人の年線量は、被影響地域における線量よりも通常高くはないであろうから、被影響地域の外の状況もまた受け入れることができるだろう。(Pub. 82 パラグラフ 130)」と勧告しています。

【例題 7】

放射性プルームの通過によって汚染した物品を放射線管理区域から搬出する場合、本ガイドラインにしたがって判断して良いのでしょうか。

【回答 7】

プルーム由来の核種で汚染した物品の搬出の可否は、従来利用していた核種と事故に起因する核種とが異なる場合、若しくは核種が同じであっても両者を明確に区別できる場合には、本ガイドラインにしたがって判断できます。

本ガイドラインでは、現行法令とは別の独自の視点から、ICRP の勧告や学会の存立基盤である学術的な知見をベースにして、汚染した物の搬出の可否の判断規準を提示しています。現行の原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づく放射線管理区域からの搬出には適用できませんので注意が必要です。

また、このような状況下におけるクリアランス及び NR（放射性廃棄物でない廃棄物）については、経済産業省原子力安全・保安院の「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウトによる原子力施設における資材等の安全規制上の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 30 日）や、原子力安全基盤機構の報告書「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴うフォールアウトの影響の有無を判断する測定方法の検討（JNES-RE-2012-0014）」（平成 24 年 7 月）で示されているように、プルーム由来の核種も含めて判断するように規定されていますので、注意が必要です。